

# 02 市場

(入口・本体)

独禁法の講義 2022-10k

~~独禁法オンデマンド講義2022~~

入口

---

3

9k26-47

10k26-50

\* 違反要件の基本構造

\* 9k26-30

10k26-30

\* 反競争性 I

\* 9k31-33

10k31-33

\* 市場

\* 9k33-39

10k33-40

10k40 カラ新しく

10k40-50

\* 9k39-47 (余力あらば9k60-61)

10k45

▶ 9k42-43は枝葉

本

▶ 9k44-46は基本講義で解説

10k46-48 (これが重要)

基本的な記述に  
変えて 10k43-44

# 本体

# 違反要件の基本構造

10k29

## \* 9k29の上のほう

- \* 行為要件を満たす行為
- \* 弊害要件を満たす弊害
  - ▶ 反競争性 がみる
    - ▶ 原則論貫徹説
    - ▶ 排除効果重視説
    - ▶ 正当化理由なし
  - \* 行為と弊害の因果関係

# 「theory of harm」について

第5章の  
おめりに

- \* その事案で、どのようにして弊害が起こるか
- \* 例：抱き合させ 9k185 **10k188-190**
  - \* 不要なものを買わせて需要者から搾取
  - \* 従たる商品役務について他者を排除

10k30 コラム新設

- \* 競争変数が左右される状態
  - \* 競争変数 (competition parameter)
    - ▶ 価格
    - ▶ 品質
    - ▶ 数量
    - ▶ その他の条件
  - \* 「競争の実質的制限」 = 弊害要件の全体
    - ▶ 東宝判決の定義は反競争性の定義
  - \* 他者排除の場合の対立は、ずっと後で

# 市場

## \* 市場画定をめぐる議論

- \* 「市場」という概念
- \* 市場画定

\* 世界の議論を帰納的に見ると

\* 3要素

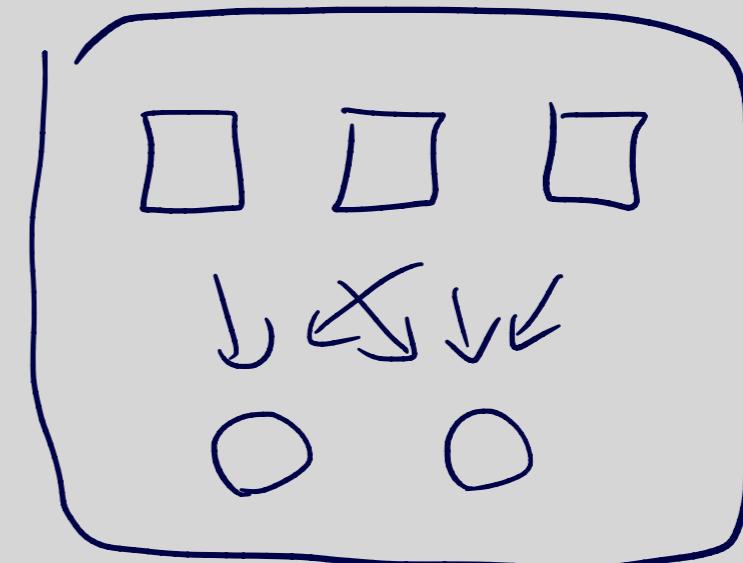
\* 需要者

\* 供給者

\* 商品役務

\* たまたま、独禁法2条4項はそれを描いている

\* ~~「一定の取引分野」について~~



- \* market definition

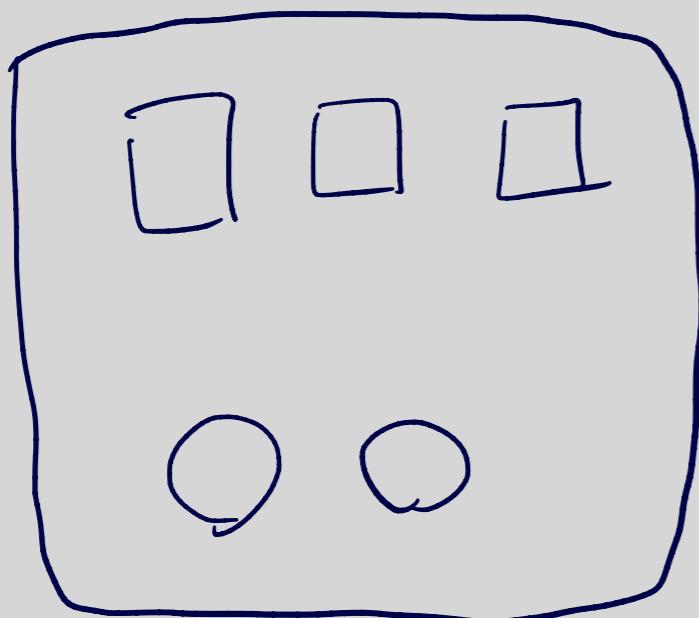
- \* 市場概念の一般的定義という意味ではない
- \* その事案での市場の範囲を見極める作業
  - ▶ 「画定」

10k40-41

- \* relevant market

- \* 検討対象市場
  - ▶ 日本語について
  - ▶ 多数ある
  - ▶ 全ては言及されない

- \* 需要者と、需要者からみて選択肢となる供給者とが、市場を構成する。
- \* 最後に清書すれば、
  - \* 需要者の範囲の画定 → 供給者の範囲の画定
- \* それに至る過程では、行ったり来たりする。



- \* 需要者からみて選択肢となるか

- \* 需要の代替性

- \* 需要者が能動的に動いて選択肢とするか

- \* 枝葉

- ▶ 2分類：商品役務の画定と地理的な画定

- ▶ 認定手法のひとつ：SSNIP (SSNDQ)

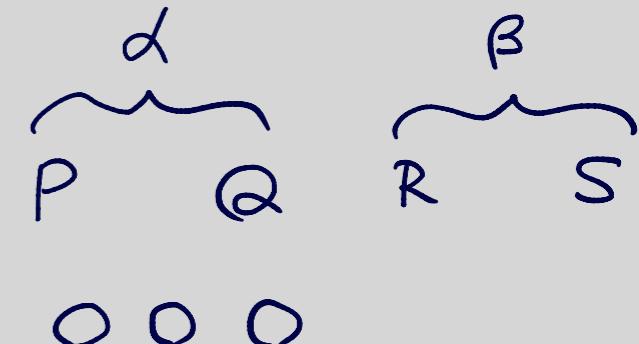
- \* 供給の代替性 9k60-61

10k43-44

- \* 供給者が動いて需要者の選択肢に入れるか

- \* 多くの事例の思考パターン

10k44にフローラート

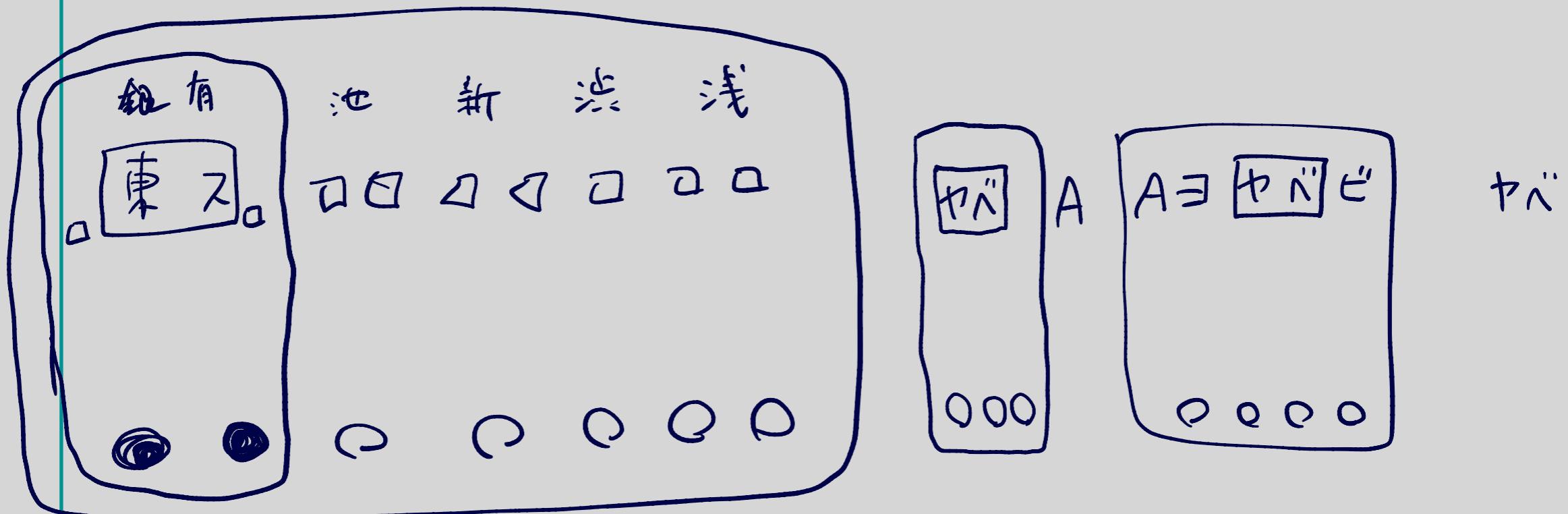


# 市場画定：需要者の画定 9k44-47

\* 事業の決め手となることが多い

\* 9k44-46 10k46-48

10k46-49



\* 最後に一言 9k47

10k48-49